

所 報

1996年1月から12月末までの期間における社会科学研究所の主要な活動は、以下のとおりである。

1 機構および人事

(一) 所員総会

1 第67回定例所員総会（6月8日、神田校舎8A会議室）

議事 (1)室井義雄を議長に選出し、(2)泉武夫所長の挨拶のあと、(3)第65回総会後委嘱された所員、所外研究員、研究参与、特別研究員、事務局員の紹介がなされた。続いて(4)1995年度事業報告、決算報告ならびに会計監査報告が満場一致で承認され、また、研究助成を受けた9グループから研究経過の報告があり、提出された研究経過報告書（春の総会で提出が義務づけられているもの）が回覧された。さらに(5)1996年度事業計画案、実行予算案が、原案どおり承認された。この承認により、本年度は、グループ研究助成については、助成Aが8件（内7件継続）、助成Bが1件、また、個人研究助成については7件、助成されることになった。昨年度から新たに発足した特別研究助成については、本年度は3件の申請があり、3件とも承認された。また、従来どおり、春夏2回の合宿・集中研究会が実施されることになった。

事務局からの報告では、編集担当から、月報の執筆申し込みがすでに8月号までなされ、また、年報への応募は論文6、研究ノート1、海外動向1の申し込みがなされているとの報告があった。

以上は、所員の今年度の研究活動の活発さの一端を示すものである。

総会の議論では、昨年度から発足した特別研究助成をめぐる発言が集中した。「特別研究助成に関する細則」は、所員3名以上の研究グループに対し、3年を限度として毎年100万円を助成し、同時に、助成終了後2年以内に「社会科学研究叢書」刊行の義務づけを行っている。これは各年度1件を前提したものであった。しかし、選考基準、その方法など「内規」が作られていない現状において、今年度に限り3件を承認し、予算制約から60万円の助成を行うという事務局原案が出されたことで、多くの所員から異論が出された。意見の多くは、「細則」の趣旨は、大型

の研究助成を行うことによって研究所の所員の研究活動を一層促進しようということであって、助成額60万円という案では趣旨に反するというものであった。しかし、議論の末、原案は「特別研究助成にかんする内規」の作成を次期の総会までに行う条件で、承認を受けた。

当制度にともなう「社会科学研究叢書」についても、その基本方針を明確にした上で、「社会科学研究叢書に関する内規」の作成に入るようになった。さらに、叢書については(1)特別研究助成グループによる共著(2)グループ研究助成A、Bによる共著(3)個人研究助成者による単著が考えられるが、今後それらの検討を事務局中心に進めることになった。叢書の刊行は、専修大学出版局とし、出版費用について大学と交渉を進め、叢書のサイズ、頁、装幀などの体裁や編集のありかた、印税などについても検討を行うことになった。

2 第68回定例所員総会(12月7日、神田校舎8A会議室)

議事 (1)佐藤 博氏を議長に選出し、(2)水川 侑所長代行の挨拶のあと、(3)第65回総会以降、委嘱・解嘱された所員、特別研究員、事務局員の紹介があり、続いて(4)1996年度事業経過報告、実行予算経過報告、事務局活動報告が承認されるとともに、グループ研究助成A、Bをうけている8グループが出席し、各研究計画の報告があり、また、やむを得ず欠席の1グループから文書報告がなされた。(5)1997年度事業計画案ならびに要求予算案が原案どおり承認され、(6)社会科学研究所細則の改正案が、承認された(資料 参照)。

総会での議論では、先ず、泉 武夫所長の経済学部長就任にともなう研究所所長の辞任と臨時の措置として水川 侑氏への所長代行の委嘱について、研究所の規程にない手続きであると異論が出された。この措置は、運営委員会の議をへて行われたものだが、運営委員会にそうした権限がなく総会にはかり選出しなおすべきものであった。議論のすえ、総会は、(1)臨時の所長代行の措置を事実として追認し(2)1996年12月7日から1997年3月31日までの所長として、水川 侑氏を選出し(3)任期途中での所長辞任とそのための臨時措置についての規程を、新たに研究所規程に付け加えることにした。

次に、議論となったのは、特別研究助成に関してであった。前総会の意向を受け、今総会には次の2つの内規が提案された。

特別研究助成に関する内規

- 1 新規の助成は毎年1件以内とする。
- 2 応募は、研究所所定の用紙にもとづいて行う。応募があった場合は、所長が3名の選考委員を委嘱する。
- 3 選考委員は、選考結果の報告書を所長に提出する。助成の決定は、選考委員

の報告にもとづき運営委員会の議をへて決定し、総会の承認を得る。

- 4 助成を受けた後のグループメンバーの追加は、運営委員会の承認を必要とする。
- 5 グループのメンバーには、運営委員会の承認を得て、所員以外の学内外の研究者を入れることが出来る。

社会科学研究叢書に関する内規

- 1 「研究助成に関する細則」5の2にあるように、特別研究助成を受けたグループは、助成終了後2年以内に研究成果を「社会科学研究叢書」として刊行しなければならない。その際、グループ全員が執筆義務を負う。
- 2 「叢書」は、専修大学出版局から刊行する。叢書の性格から当初のサイズ、スタイルを基本的に維持する。出版契約は、本研究所と専修大学出版局の間で行う。
- 3 「叢書」の編集者名ならびに発行者名は、専修大学社会科学研究所とする。
- 4 印税は、大学の出版助成の規程に準じる。

総会では、「特別研究助成に関する内規」は、特別の異論なく若干の修正を受け承認された。しかし、「社会科学研究叢書に関する内規」は、次期の総会まで持ち越された。その理由は、内規の2と3にあった。2にある刊行先については、出版局と具体的に交渉し、様々な点の取り決めを行った後でなさるべきである、また、3については、編集権に関わることであり、その帰属についても出版局と詰めるべきである、ということによる。こうして、総会は、「社会科学研究叢書に関する内規」については、事務局と大学当局ならびに出版局との今後の交渉と具体的話し合いの後に、再検討するとした。

最後に、総会は次期（1997年4月1日から1998年3月31日まで）の所長、事務局長、会計監査、運営委員を以下のように選出した。

所	長	水川	侑（経）
事	務	局	長 矢吹 満男（経）
会	計	監	査 平川 東亜（経）
運	営	委	員 松浦 利夫（経）
			小沼 堅司（法）
			池本 正純（営）
			大西 勝明（商）
			福島 義和（文）

なお、規程により前事務局長（1997.4.1時点）澤野 徹と新所長 水川 侑

の2名が運営委員になる。

(二) 運営委員会・事務局の構成

(1) 1996年度の運営委員会は、

所 長	泉 武夫	(経)	('96. 8. 31まで)
所 長 代 行	水川 侑	(経)	('96. 9. 1～12. 6)
所 長	水川 侑	(経)	('96. 12. 7～'97. 3. 31)
事 務 局 長	澤野 徹	(経)	
	水川 侑	(経)	
	小沼 堅司	(法)	
	池本 正純	(営)	
	大西 勝明	(商)	
	柴田 弘捷	(文)	

の8所員によって構成された。

(2) 事務局は、

所 長	泉 武夫	(経)	('96. 8. 31まで)
所 長 代 行	水川 侑	(経)	('96. 9. 1～12. 6)
所 長	水川 侑	(経)	('96. 10. 7～'97. 3. 31)
事 務 局 長	澤野 徹	(経)	
財 政	村上 俊介	(経)	
財 政	土生田純之	(文)	
研 究 会	小島 直	(経)	
研 究 会	矢吹 満男	(経)	
研 究 会	野口 旭	(経)	
研 究 会	白藤 博行	(法)	
編 集	石塚 良次	(経)	
編 集	川村 晃正	(商)	('96. 3. 31まで)
編 集	蔭山 雅博	(商)	('96. 4. 1から)
編 集	田口 文夫	(法)	
編 集	浅見 和彦	(経)	
編 集	河東 束雄	(経)	('96. 10. 1から)
編 集	黒田 彰三	(経)	('96. 11. 1から)
文 献 資 料	狐崎 知己	(経)	
文 献 資 料	笠原伸一郎	(営)	

文 献 資 料 矢吹 芳洋 (経)

パ ソ コ ン 吉田 雅明 (経)

図書選定委員 嶋根 克己 (文)

の17所員によって構成された。嶋根克己は、図書選定委員として事務局に入った。

(三) 所員・研究参与等の異動

(1) 所員 金子洋之(文)、町田俊彦(経)の2氏に5月7日付の運営委員会で所員を委嘱した。朝野照彦(商)、平島真一(経)、吉田恒雄(商)の3氏に5月28日付持ち回り運営委員会で所員を委嘱した。

(2) 研究参与 池田博行、大友福夫、佐々木金三、高柳信一、林 基、石渡貞雄、加藤俊彦、小林直樹、白柳夏男、田路健一、福島新吾、今田治弥、儀我壮一郎、斎藤秋男、高橋七五三、西川善介、三輪芳郎、吉岡健次の18氏に、運営委員会の議をへて4月1日付で引き続き研究参与を委嘱した。また、黒岩俊郎氏に4月1日付で新たに研究参与を委嘱した。

(3) 所外研究員 江口英一、真保潤一郎、岨常次郎、長幸男、滝口清栄の5氏に、運営委員会の議をへて4月1日付で引き続き所外研究員を委嘱した。また、岡本篤尚、高梨健司の2氏に4月1日付で所外研究員を委嘱した。

以上により、第68回定例所員総会時における所員は158名、研究参与は19名、所外研究員は7名となった。

2 研究調査活動

(一) 定例研究会

- (1) 4月9日(土) 3時～生田校舎第5会議室
テーマ 「ドイツにおける日常史研究をめぐる」
報告者 ハンス・J・トイテルク (ミュンスター大学名誉教授)
- (2) 5月10日(金) 4時～生田校舎社会科学研究所
テーマ 「21世紀のエネルギー資源と環境問題」
報告者 須磨正雄氏 (エネルギー庁『地球を救う新石炭研究会』座長)
- (3) 6月4日(火) 3時30分～生田校舎社会科学研究所
テーマ 「資金循環からみた住専問題」
報告者 由井真人氏 (日本アプライド・リサーチ研究所研究主幹)
- (4) 9月26日(木) 2時～生田校舎第5会議室

テーマ 「歴史学派国民経済学と戦後ドイツ」

報告者 ヴェルトラム・シェフォールド氏（フランクフルト大学教授）

通 訳 加藤浩平所員

- (5) 10月28日（月）5時～生田校舎第4会議室

テーマ 「石器時代の経済学」

報告者 加藤博文氏（日本学術振興会特別研究員）

テーマ 「近年における先史学研究の動向」

報告者 土生田純之所員

- (6) 11月16日（土）3時～神田校舎ゼミ45号教室

テーマ 「核兵器使用の合法性に関する国際司法裁判所の勧告的意見をめぐって」

報告者 森川幸一所員

◎「アジアにおける平和保障」グループと共催

(二) 特別研究会

夏期合宿・集中研究会

日 時 7月24日（水）～25日（木）1泊2日

場 所 長野県伊那。オリンパス光学，NEC工場見学

テーマ 「再検討迫られるFA化と新たな生産方式の模索」

報告者 桜井通晴所員

(三) グループ研究助成

下記の7件（(1)～(7)）を継続して助成したほか本年度は助成A 1件（(8)）助成B 1件（(9)）を新たに助成した。助成額は助成Aは50万円，助成Bは20万円とした。なお，研究助成Aに対しては，グループのメンバーのうち1人以上の所員が，当グループが定めた共通テーマに関連する個別テーマで，本研究所が指定もしくは承認した研究成果を公表する義務が課されている。

- (1) 「アジアにおける日本企業の経営行動」（'94年度発足 以下同じ）

（奥村〈責〉・大西・黒川・伊藤・赤羽・柳の6所員）

- (2) 「国民経済計算 応用一般均衡分析を一つの柱として」

（作間〈責〉・田路（研究参与）・佐藤（博）・望月（宏）・大林・野口の6所員）

- (3) 「地域社会の比較研究」

（北川〈責〉・河邊・児島・柴田（弘）・嶋根・廣田・福島（義）・皆川の8所員）

員)

- (4) 「ナショナリズムと国民国家の研究」
(石川〈責〉・深澤・柴田(敏)・小沼・榮澤・森川・宮坂(直)・杉本・中村・狐崎・西川・藤本の12所員)
- (5) 「情報ネットワーク社会における社会科学的研究の方法」('95年度発足 以下同じ)
(原田〈責〉・宮本・望月(宏)・野口・山中・吉田(雅)の6所員)
- (6) 「イギリスの保守主義」
(福島(義)〈責〉・浅見・石塚・黒田・作間・前田(政)・毛利の7所員)
- (7) 「21世紀における日本の社会経済システムの在り方」
(宮本〈責〉・正村・鶴田・吉家・吉岡・宮下・松田・中島・小島・原田・玉垣・八林・山田・矢吹(芳)・山中・真殿・大蔵・加藤(浩)・寿崎・小口・大林・関・徳田の23所員)
- (8) 「アジアにおける平和保障」('96年度発足 以下同じ)
(曾我〈責〉・野村・隅野・古川・石村・木幡・樋口・矢吹(芳)・岡本(篤)・森川の10所員)
- (9) 「リベラリズムの思想史的研究」
(小沼〈責〉・吉澤・酒井の2所員)

四 個人研究助成

本年度は以下の7件を助成した。助成額は1件15万円とした。なお、個人研究助成には原則として交付年度より起算して3年以内に本研究所が指定もしくは承認した公表誌にその研究成果を公表する義務が課されている。

- (1) 麻島昭一「戦時金融の実証的研究—臨時資金調整法の運用」
- (2) 河東東雄「レトリックの視点からの言語使用と修得」
- (3) 狐崎知己「ラテンアメリカにおける社会運動」
- (4) 徳田賢二「地域開発の対地域経済波及効果の分析手法の試み」
- (5) 広瀬裕子「1960年代以降の日本における性教育およびイギリスにおける性教育義務化に関する研究」
- (6) 堀江洋文「チューダー後期議会の諸問題」
- (7) 村上俊介「三月前期のドイツにおける『協会』運動」

五 特別研究助成

この助成は昨年度から新たに発足したものだが、本年度は3件の申請があった。

助成額は、「研究助成に関する細則」では100万円としているが、今年度に限り1件60万円とした。

- (1) 「情報革新と産業。企業経営のニューウェーブ—1980年代以降を中心に—」
(溝田〈責〉・大西・黒岩(参与)・水川・田口(冬)・矢吹(満)の6所員)
- (2) 「日本人の食料消費—コーホート分析」
(森(宏)〈責〉・朝野・松浦・渡辺の4所員)
- (3) 「社会分析を目指す新しい思考のフレームワークを構築するための学際的理論研究」
(吉田(雅)〈責〉・金子・鳴根・高萩の4所員)

3 『専修大学社会科学研究所月報』の刊行

- 1月(391)号 「シンポジウム・戦後50年の現在」特集号
二瓶 敏, 中馬清福, 涂 照彦, 大倉正典
- 2月(392)号 「調査研究」 「日本の放射性廃棄物処理の実情」
- 3月(393)号 斎藤秋男参与「陶行知研究・上海集会参加の旅から帰って—1995年10月のノート」
- 4月(394)号 高梨健司「松方デフレ期—企業勃興期における営業社の動向」
- 5月(395)号 山田節夫「地価のヘドニック分析—土地のQAPIについて—」
- 6月(396)号 塩沢由典(大阪市立大学)「書評『経済学における正統と異端』
平井俊顕, 野口旭編」
- 7月(397)号 研究会報告 森田桐郎, 室井義雄「『国際経済学』批判—『世界経済論—《世界システム》アプローチ』(ミネルヴァ書房, 1995年)によせて—」
- 8月(398)号 岡本篤尚「アメリカ合衆国における国家安全保障情報の秘密指定手続—レーガン, クリントン両政権の秘密指定手続の比較を中心として—」
- 9月(399)号 森 宏, 稲葉敏夫(早稲田大学)「果実消費の停滞と年齢要因」
- 10月(400)号 麻島昭一「戦前期昭和電工の財務」
- 11月(401)号 月報400号発刊記念号
- 12月(402)号 平井俊顕, 野口 旭, 川俣雅弘「経済学の諸潮流とその評価の観点について—塩沢由典氏の批判に答える—」

4 その他の活動

(一) 研究所の自己点検・評価実施委員会

全学の9研究所で、研究所活動にかかわる自己点検・評価実施委員会ができ、社研所長が代表となった。それにともない、社研内部でも実施委員会を設置した。実施委員会は、所長、事務局長、各パートのチーフで構成された。

自己点検・評価報告書は、7～8月に作成され、事務局会議をへて、10月31日に大学に提出された。

(二) 文献、資料の収集と整理

(1) 文献資料と収集

- ① 社会科学分野にかかわる辞書、統計、調査資料、年鑑類を中心に図書資料の購入収集を引き続き行なっている。なかでも本年度は国際経済関連の統計資料の拡充に努めた。ただし、統計年鑑類は高額なものが多く、基本資料でさえも収集しきれないのが現状である。
- ② 購入希望資料については、従来どおり文献担当のファイルボックスに希望資料名を入れてもらい、随時、図書選定委員会を開催して可否を決定する。

(2) 文献資料の整理・製本

- ① リファレンス・ルームとしての機能を持たせるために、文献資料の分類・整理作業を図書館司書のパート3名と学生数名に委託して進めた。リファレンス資料に相当するもの（辞書、統計、白書、年鑑など）は極力、書架の前面に配架する方針で分類を行なっている。分類基準は大学図書館に準じて日本10進分類法にしたがったものとする。
- ② 大学図書館への移管作業のうち、紀要のリスト作成作業が終了した。雑誌のリスト作成は7月中旬に完成した。このリストは、移管リストとして図書館に提出してある。
- ③ 紀要および雑誌の保存期間については、スペースとの関係で3年から5年間を考えている。雑誌・紀要の製本は行なわない方針を取っている。

(3) その他

- ① 前年度の新規購入リストを作成し、所員の便宜をはかる。

新規購入資料をコンピューターベースに入力してゆくのが望ましいが、今年度は時間の都合上、図書カードをコピーしたリストを作成し、社研で閲覧

できる形としたい。

- ② すでに購入したCD-ROMについては、別途保管する。使用の際には、事務職員に申し出る。
- ③ CD-ROMのデータ解析の方法について、講習会を開催する。

（三） パーソナル・コンピュータの活用

（1） ソフト・ハードの補強

Macintosh, Windows 関連のソフトを充実させた。また、異機種間のデータコンバートのための環境整備を進めている。9月に学内LANが導入されたので、それに合わせて異機種間LANを構築する。

- （2） 研究所の研究活動・研究成果の提供・公表のためWWW ホームページ用のコンテンツを作成した。
- （3） 本年度中にパソコン環境向上のための講習会を開催する。インターネットについての講習会を開催した。

〔資料〕

「研究助成に関する細則」5の1旧規程。

5. (特別研究助成)

- 1) この研究助成の対象となるものは、所員3名以上をもって組織される研究会であり、この研究会に対して、運営委員会の議を経て、3年を限度として毎年100万円の研究助成を行なうことができる。
- 2) この研究助成を受けたグループは、助成終了後2年以内に研究成果を「社会科学叢書」として刊行しなければならない。

「研究助成に関する細則」5の改正された規程（1996.12.7改正）。

5. (特別研究助成)

- 1) この研究助成の対象となるものは、所員3名以上をもって組織される研究会であり、この研究会に対して、運営委員会の議を経て、3年を限度として毎年100万円以内の研究助成を行なうことができる。
- 2) この研究助成を受けたグループは、助成終了後2年以内に研究成果を「社会科学叢書」として刊行しなければならない。

（文責・澤野）